

平成 29 年度文書館古文書実践講座（2 班）

瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件

（毛利家文庫 6 巡見 26）



「御国廻御行程記」より瀬戸崎部分

目次

目次	1
解説	1
「瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件」関係略図	3
凡例	4
「瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件」	5

解説

「瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件」 平成29年度古文書実践講座2班は、年度後半、毛利家文庫「瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件」(6巡見事26(2の2))をテキストとした。「瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件」は、元文五年(一七四〇)、萩藩六代藩主宗広が萩を離れ、鷹狩りを主な目的として、瀬戸崎(現長門市仙崎)に滞在した際の一件を書き留めた藩の記録である。期間は十月二十五日から十一月六日までの二日間であった。

記録には、この間の宗広の動静、主目的である狩りの様子(獲物、御供の家臣たちの動き、対応など)が書き留められているほか、地元地下役人たちの動向(出迎え、見送りなど)、支藩や家臣たちから宗広へのご機嫌伺、諸品献上などの記事がみえる。狩り以外にも、通浦での鯨見物、俵山能満寺の宝物や三ノ瀬の焼物師のよる陶芸作業の上覧などが記されている。この記録は、藩主の「瀬戸崎へ御鷹野御狩御越」という出来事の先例を残すため作成されたものであった。

期間中の様子 期間中の出来事を簡単に紹介しておく。

十月二十五日、宗広一行は卯中刻(午前六時頃)に萩を発ち、赤間関街道を通り瀬戸崎へと向かう。一行には当役榎本弾正(元久)のほか、御手廻頭内藤与三右衛門、記録所出頭氏家与惣左衛門(与三左

衛門)と記録所役人、奥番頭児玉勘兵衛、直目付末国与左衛門、御医師江田宗古などが同行している。なお、御供全体の人数は先例より減らすよう指示されていた(御供之儀減少被仰付候)。

当島宰判と前大津宰判の境・鎖峠では、当島代官清水勘右衛門と下代らが一行を見送っている。鎖峠での駕籠立場の用意は無用とされた。豊原で昼休憩。このあと寄組児玉豊前(当時、江戸留守居役)知行所内の東方山で早速鷹狩りをし、兎・カワウソ・ヒヨドリなどを獲る。酉時(午後六時頃)に瀬戸崎着。前大津代官吉田孫右衛門のほか、瀬戸崎浦究役、鯨方検使役、大庄屋・庄屋など地下役人が一行を出迎えた。本陣は寺戸助右衛門宅。代官吉田から生花一桶が献上されている。

二十六日、白鷺円通寺山、深川山などで狩り。円通寺で昼食。二十七日、通浦へ鯨見物に行く。瀬戸崎から船で通浦へ渡る予定であったが、悪天候のため大泊から陸路通浦へ進む。鯨捕獲の報は前日伝えられていたが、その日はすでに時も遅く、この日の見物となった。鯨は銛が刺され網がかけられた状態の「生鯨」であった。住吉神社前に仮屋が設けられ、宗広らは浦人たちの鯨取行列や綾踊りなどを見物する。瀬戸崎・通浦の鯨船中へは褒美として樽肴が下賜された。光岸寺で昼食。帰り際には鯨の解体作業を見物。大日比・

紫津浦間から船に乗り、暮時分に瀬戸崎へ戻る。

二十八日、大河内山で鹿狩り。一門宍戸志摩(広周)の家臣の屋敷に仮屋を設けて昼食。なお、狩りに動員された勢子的人数、討立の人名、家臣から提供された犬数などの記述がある。

二十九日。瀬戸崎では時鐘が撞かれなかったため、御供の家臣たちは時間を知らず、御供の支度間に合わないこともあった。そこで急遽この日から時を示す拍子木が打たれることになり、その触が出されている。この日は日並が悪く狩りには出ていない。瀬戸崎祇園社など地元の神社に初穂料を供える。代官吉田から宗広に柿・梨・みかんなどが献上されている。

十月晦日、今日も日並悪しく狩りには出ず。俵山の能満寺に命じて寺宝(具体的な記述はない)を持参させこれを上覧する。また、三ノ瀬の焼物師を瀬戸崎に呼び「焼物下地拵(陶芸の様子)を上覧したほか、少し焼物も購入している。

十一月一日、十楽山で狩り。二日、小嶋(瀬戸崎対岸の小島山)へ渡り兎狩り。兎やマミを獲る。この日、本陣を勤める寺戸助右衛門に「御通掛御目見」と鯛の献上が許されている。

三日、御所原で鷹狩り。明専寺で昼食。

四日、三ノ瀬山で狩りの予定であったが雨で延期。

翌五日、三ノ瀬で狩り。湯本見物のほか大寧寺へも立ち寄る。

六日帰萩。ただし出発は真夜中で、九ツ半時(午前二時頃)に供揃えののち、八ツ時(午前二時頃)に瀬戸崎を立ち、途中、豊原槇山で狩りを行い萩へ戻るといふハードスケジュールであった。昼は宗頭の庄屋山本伊兵衛宅で弁当。

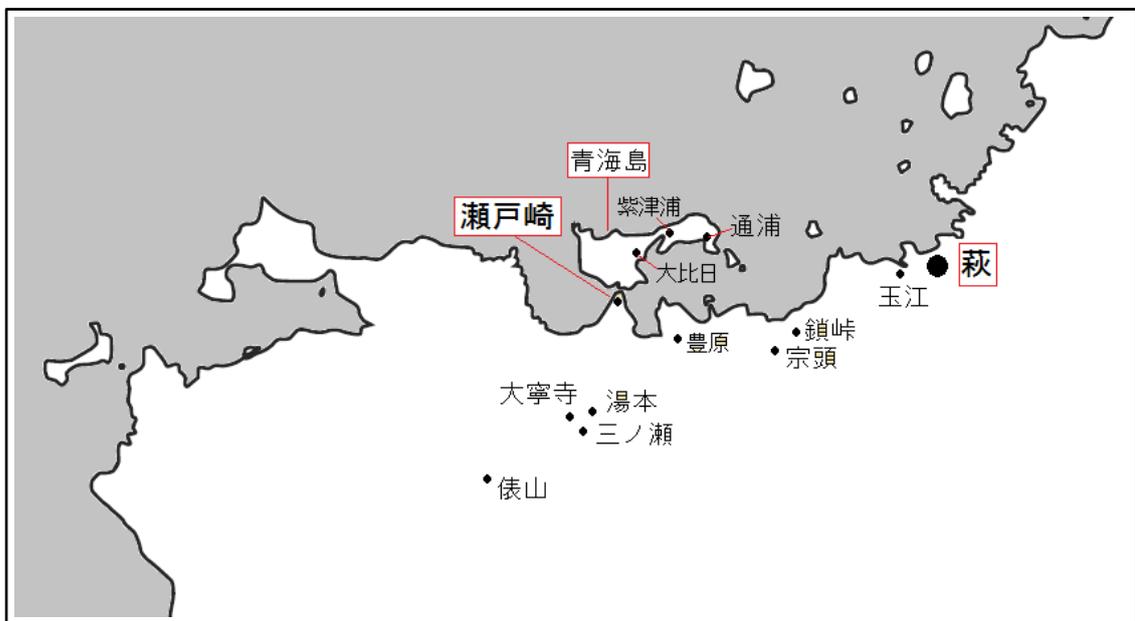
記録の最後部分には、瀬戸崎での藩主一行迎え入れに伴う諸道具準備に関する指示などについての記載がある。

なお、宗広一行が瀬戸崎浦で本陣とした寺戸家は、浦庄屋や惣年寄役を務め、金融業なども営んだ有力町人であった。同家伝来の「寺戸家文書」が当館に寄託されており、元文五年時、前大津代官が寺戸家へ本陣を命じた文書のほか、藩主御国廻時や幕府巡見使通行時にも本陣を務めたことを示す文書が残されている。

○平成29年度古文書実践講座2班 受講生

高橋由多子・中村睦美・高山哲夫・武波博行・萩原茂生(順不同)

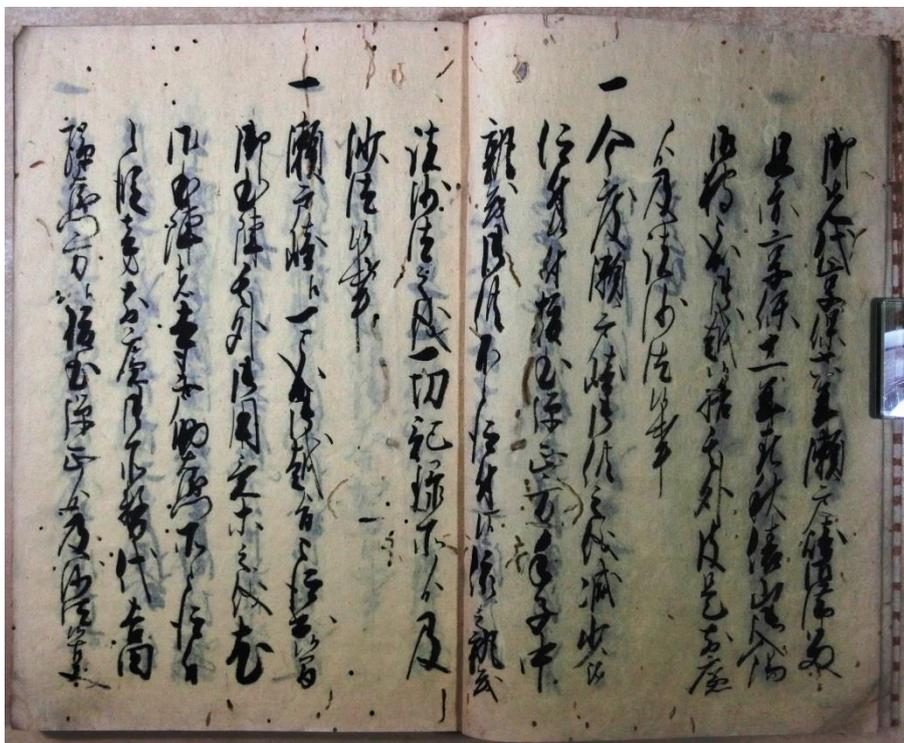
(サポート) 山崎一郎・和田秀作・吉積久年(山口県文書館)



「瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件」関係略図

凡例

- 一、当史料は平成29年度古文書実践講座2班が解読したものである。
- 一、漢字は原則として常用漢字を使用した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は原則省略し、訂正部分を本文とした。
- 一、説明として加えた傍注は()で示した。
- 一、本文右上に小活字()書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。



「瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件」本文写真

瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件

①
（表紙）

（一七四〇）
元文五年
瀬戸崎へ御鷹野御狩御越一件

②

元文五年十月廿五日瀬戸崎江
御鷹野御狩為御歩行被成
御越御滞留被成十一月六日
被遊
御帰城候一件

③

元文五年十月廿五日瀬戸崎江
御鷹野御狩為御歩行被成
御越御滞留被成十一月六日
被遊
御帰城候事

瀬戸崎行き
先例および
沙汰の事

④

（一七二二）
御先代享保六年瀬戸崎御滞留
（一七二六）
且亦享保十一年春秋俵山御入湯
御狩被成御越候格、其外彼是前廉
より及諸沙汰候事

一今度瀬戸崎御供之儀減少被

仰付候付、（金・元・元）榎本弾正方手子中

孰も御供不被仰付候、依之孰も

諸沙汰之儀一切記録所より及

沙汰候事、

一瀬戸崎江可被成御越旨被仰出候間、

御本陣其外御用意等之儀、尤

御本陣者寺戸助右衛門所被仰付

候段、（前大津代官）旁前廉御所務代吉田

孫右衛門方江榎本弾正より及沙汰候事、

⑤

一爰許御発駕御定日十月廿五日

御越可被成之旨廿二日被仰出候付

早速及其沙汰候、尤吉田孫右衛門

方江氏家与惣（記録所出題）左衛門より申遣候事、

一御供揃刻限之儀被仰出候付及

沙汰候事、

覚

瀬戸崎行き
沙汰の事

（マ、目題）
一十月廿五朝六時前之御供揃

二て被遊御発駕候事、

一御備内笠股引着用之事

但、諸士中御備内小より笠之事、

一御備内諸士中扇弁当足輕

以下腰兵糧被遣候事、

一御先御跡人数勝手次第

⑥

七ツ時より桜江渡り相成候事、

右之通書付候て御手廻頭証人・

御台所頭・御奥廻り・御陣僧・番頭

及其沙汰及候事、

但、此度ハ記録所より直様

及諸沙汰候へ共、尚又遠近

方江も其沙汰及候、足輕

以下江は組代大肝煎等

及沙汰候事、

一御書院小姓江者如例常々之通

切紙にして右之通及触候事、

一御歩行御陸目付并御蔵元・

御既江者常々之通切紙二而

右之通及触候事、

⑦

但、御滞留中日々諸沙汰

候事

十月廿五日

一今朝六時前之御供揃にて卯ノ

中刻被成御発駕、御庭口より

十月二十五日
萩出発

馬場通り御台所御門御通、財満
御門より被成御渡、玉江通り御通
路被成候、

御船場見合

御目付
南方又八郎

但、瀬戸崎御供

於御船場記録所役及披露候、

尤右之通被差出候付前日

⑧
差紙を以呼出、記録所役

申渡候事、

但、前々俵山御入湯・

深川御越被成候節

其外ヶ様之節者、御

船場見合之儀御供

之外之御目付・御手廻

物頭被差出儀二付相伺候所

一向不及其儀候間、御供之

御目付南方又八郎計

可被差出との御事二付及

其沙汰候事、

付り、此外御代官手子

等も不罷出候事、

⑨

桜江渡場

一 御道筋之儀御渡船并御供
渡り船・馬船差廻置候様ニ、且又
惣之御供御先御跡共ニ桜江

渡場七時より渡相成候様、旁前
(記録所出題)

裏判役江氏家惣ニ左衛門より令

沙汰候事、

鎖峠

一 三見坂之上腐坂上下共御

駕籠建場用意之儀、当嶋

御代官前廉申出相伺候処、

御駕籠建場不及用意との

御事ニ付、尤掃除等仕置候様

当島代官

申聞せ候、腐坂埜江当島御

代官清水勘右衛門并下代

罷出候付而記録所役及

披露候事、

但、下代者不及名披露候事、

一 御昼休所御小弁当豊原

二而被

召上候事、御供中扇弁当

并足輕以下割籠食被遣

候事、

但、三隅辺御昼休所之儀

駕籠立場・小
用所用意の件

并沢江小浜御駕籠

建場御小用所共用意

可被仰付哉之段、吉田孫左衛門
(前大津代官)

より申出相伺候処、右之廉々

一向用意ニ不及との御事、

御昼休之儀も御行掛り

御小弁当被召上候との御事

二付、尤御駕籠建場掃除

仕置候様ニと孫右衛門江申聞せ

候事、

一 御道筋御鷹野被成、豊原兎玉

東方山鷹狩

豊前知行所とうほう山にて
(東方山)

兎御追せ被成候、孰も段々

御獵被成御座候事、

一 一ひよ鳥一羽 三浦左内

一 一兎二疋 追山にて網

一 一川うそ壱疋 地下獵師打候事
(網)

本鴨

一本鴨二羽 御筒持ノ九郎右衛門

但、鴨之儀、平安古川筋江

被残置打留御跡より参候事、

右之通御獵有之候事、

一同晩酉ノ中刻瀬戸崎被遊

瀬戸崎着

本陣寺戸助
右衛門

御着、御本陣寺戸助右衛門亭江
被為入、御熨斗三方御小姓

差上、御三方二之間末江置也、

吉田孫右衛門被召出之、

御目見披露記録所役勤之、

(皇後覆本)
弾正御取合申上御熨斗

取下り候事、

御所務代

前大津代官
田孫右衛門

吉田孫右衛門

右白濁家之脇迄為御迎

罷出記録所役及名披露

候事、

但、先格右之通候、然処

(13)

今日御道筋御鷹野

御狩等被遊候ハ、才判境

腐坂迄罷出御案内

可仕候哉と兼而相伺候付

今日御鷹野御狩被成

候間、腐坂迄罷出候様ニ

被仰付候処、瀬戸崎御

本陣手狭二付、御本陣二三

軒目ニて宜家御式台

記録所等ニ相成所見合、

早々御用意仕候様ニ被仰付候

俄之儀ニ付孫右衛門腐坂迄

罷出候而ハ右之御用意不

相成候付其御沙汰相成

(14)

先格之通白濁家ノ脇迄

罷出候様ニと被仰付候事、

瀬戸崎浦究役

瀬戸崎浦究役

鯨方檢使役

内藤平蔵

西浦鯨方檢使役
平田八左衛門

右道成原迄為御迎罷出

記録所役及名披露候事、

代官手子

御所務代手子中

陶山半左衛門

吉原藤兵衛

植木武兵衛

右前大津郡ニ付置候侍手子

之分、右孰も為御迎瀬戸崎

家はつれ迄罷出候付、御所務代

手子中と都合ニ而記録所役

及披露候事、

(15)

地下役人

前天津郡大庄屋

岡藤喜兵衛

瀬戸崎浦庄屋

重村左兵衛

同所物罕寄

南野清左衛門

同所年寄

南野屋六兵衛

同

寺戸屋与三右衛門

同

宮本与一右衛門

同所物綱頭

南野平左衛門

南野庄七

右地下役人孰も道成原迄罷出

並居候計にて一切不逮披露候事、

御本陣

寺戸助右衛門

右御本陣御門前迄為御迎罷出

記録所役及名披露候事、

一瀬戸崎御着之段萩御留守居

(16)

(立役)

(御手廻頭)

中江榎本弾正・内藤与三右衛門より

連書継送りを以申達候事、

御手廻物頭

一御本陣御門御手廻物頭小川治右衛門江

被成御預候付、於萩前廉呼出

記録所役申渡候事、

夜番

一御本陣御手狭二付、御目付・御手廻

物頭・御小書院小姓夜番御免

被成候通記録所役申渡候、御目付

之儀者御夜詰引候迄相勤候様ニと

榎本弾正申渡候事、

御陸目付

一御陸目付之儀も昼夜一人宛

相詰候様ニ、尤泊番可被仰付候得共

別而御手狭ニも有之、御出之度ニ

御供仕候付、御夜詰引候迄相勤

(17)

候様ニ及沙汰候事、

御書院小姓

一御書院小姓御傘兼役相勤候様ニ

との儀、於萩御供触之節

及其沙汰候事、

生花

一生花一桶

吉田孫右衛門より

右差出置候事、

但、所有合之花献上にてハ無之、

差出置御用ニ相立候献上

之儀ハ、御滞留之中一度木ノ

実献上被仰付候事、

木の实

十月二十六日

十月廿六日

一今朝六時之御供揃ニ而為御鷹

青海島

野青海水海辺被遊御出候処、

巴通寺山・深
川山御狩

(18)

青海御鷹場も無之二付、夫より
白潟巴通寺山・深川山被成御出
御兔狩被成候、左候而御小弁当
於巴通寺被召上之、暮時前
被成御帰候事、

鶴
一鶴一羽

ゴイザギ
一五位鷺一羽

星五位
一星五位一羽

右御拳ニテ御獲物、

天鼠
一天鼠一疋

右御矢先御得物、

兔
一兔一疋 追山ニテ江川平人打留

兔一疋 追山ニテ獵師打留

小鴨
一小鴨一羽 波多野源兵衛青海ニテ打留

(19)

右之通御獵有之候事、

一御備萩御鷹野之通ニ候事、

御手廻物頭

小川治右衛門

右御先乗被仰付候付而、記録所

より及沙汰候事、

但、手付四人鉄炮持参

被仰付候事、

(ママ) 豊盛
御小院小姓

玉井丑之允

右御供被仰付候、尤時々之御沙汰
を以御供被仰付候事、

一御供触萩之通及沙汰候事、

一御陸御陸目付其外御供触、萩

之通記録所役より及触候事、

鷹船・寄船 一御鷹船・御寄船、萩より被差廻

(20)

御手廻子兩人乗船参候付、

是又御供被仰付候事、

一地下獵師并勢子、
(双海船)

一御渡り船トシテそうかい船差出
(漕ぎ)

鯨船ニテこき候事、

一御供中渡船

一地下大

右四廉之儀は吉田孫右衛門方江

令沙汰候事、

一御備内物持御供之御手人

不足之所は、地下夫脇差さし
(前太津代宣)

差出候様ニ吉田孫右衛門方江

及沙汰候事、

一御筒持下狩足輕其外

(21)

足輕御供之儀者、小川治右衛門
(御手廻物頭)

方江及沙汰候事、

一萩御留守居中并御留守ニ

被差置候御手廻頭より、為伺

御機嫌飛脚を以書状差越

候付及御聞、榎本弾正
内藤与三右衛門より奉

書を以申達候事、

十月二十七日

十月廿七日

伊勢御祓

一伊勢御祓熨斗

法林院

(前藩主吉元等)
法林院様より

但、羽仁善左衛門罷下候節

御代参被仰付、右之通被進候事、

燒物齋

一燒物御香炉一箱

22

御同人様より

右御裏年寄羽仁善左衛門交代仕

罷下候付、瀬戸崎罷越今朝罷出

法林院様より之御口上、且又

(前藩主吉元一玄)
心涼院様より之御伝言記録所

役承之及御聞、右之被

進物及披露候、善左衛門御座之間

被召出、榎本弾正、御手廻
頭列座之上

御目見被仰付、披露記録所役

相勤、榎本弾正御取合申上之候事、

心涼院

一鮮鯛一折

一御菓子一曲物

(前藩主吉元御室・宗広母)
永昌院様より

右御滞留之中、為御見舞

23

(西御殿付役人)
榎本弾正方江安間佐左衛門・
(西御殿付役人)
赤川六兵衛より仰状にて飛脚

を以被進之候付及披露候、

則弾正より奉書を以申達候事、

通浦鯨見物

一今朝六時御供揃ニ而、通ひ浦江鯨

為御見物被成御出候、御船ニ而

被成御出筈候處、夜中以来天氣

悪敷、海上浪荒ニ相成候故、俄ニ

陸地被遊御越候、依之天氣相

ニ付御見合被成、五時過ニ瀬戸崎

を被成御出、大泊り御渡被成、陸

通り通ひ浦江被成御出候事、

但、昨廿六日通ひ浦江鯨参り

取留、早速彼浦より吉田

24

孫右衛門方江遂注進申出候付、

被遊御覽儀も可

有之哉と御步行先江御陸

を以御注進申上、猶又追々

遂御注進候処、為

御覽直様御船にて被遊

御出之旨にて、早速御船等

御帰道迄差越候処、及

極晩申候付御延引被成候、

其上段々鯨之儀沙汰

被仰付候処、少々もりをも

付ケ候得共、生鯨にて網を

懸置申候間、明日通ひ江被成

御出候而も生鯨にて被遊

(25)

上覽候様ニ御さ候、其上明日迄右之通

いたし置候而も一向下之痛ニ

も被相成趣、段々浦方役人共

申出候付、旁今日被成御出

候事、

一通ひ浦にて住吉之前江御飯屋

御建させ被成、鯨取候行列

被遊上覽、生鯨ニ付段々もり

を付ケ候、右相澄、瀬戸崎・通ひ浦

両浦出合鯨取候行列仕候

付、両浦鯨船江御樽肴被遣候、

綾おとり仕、孰も相済、光岸寺

綾踊り
光岸寺

瀬戸崎・通
浦鯨取行列

通浦
住吉神社前
飯屋
鯨取行列見物

と申寺江被成御出御小弁当被

召上、又々陸通り被成御帰候、御

(26)

帰之節鯨場にて鯨切候を

被成御覽、左候而大日比・し津

浦之間より御船ニ被為召、御本陣

後之御船場より被成御揚、暮時

分瀬戸崎被成御帰候事、

一票屋八左衛門

罷出及披露候、尤御帰之節も

罷出及披露候、孰も記録所役

勤之候事、

但、御弁当以後、通ひ為御見物

八左衛門番所之方江も御出

被成候、其節も番所前にて及

披露候事、

一通ひ浦庄屋・同浦惣年寄・

同浦年寄・同浦惣網頭同

御山預り并戸田四郎右衛門御出

之節、御道口江罷出並居計にて、

不及披露候事、

但、戸田四郎右衛門与申者、通浦

鯨組備銀等二付段々心遣仕、

戸田四郎右
衛門

通浦庄屋・
浦年寄等出
迎之

鯨切り
大日比・紫
津浦

(紫津浦)

通ひ

獵人共取続せ候而近年鯨組

成立候様心遣仕候、依之代官

より申出、段々御沙汰之上

右之通罷出候様御沙汰

相成候事、

瀬戸崎・通浦
鯨船中齋實

一御樽六挺

一 鯧二折

但、一浦江一折宛

右瀬戸崎・通浦両浦之鯨船

中江被遣候付刻、上覽被成候

所にて吉田孫右衛門江記録所役

申聞せ候事、

一榎本弾正・御手廻頭出頭・奥

番頭・御直目付・御小姓・御

書院小姓・御側医・御針・

御外料、^(外科)其外御陸八人御

供被仰付候事、

但、御目付・御手廻物頭

之儀者御留守ニ被差置、

御本陣御話させ被成候事、

一足輕以下御鷹野御備

之通御供被仰付候事、

一御前行御持せ被成候、尤持手

足輕印羽織御着せ被成

候事、

一今日之御供執も御鷹野之

通笠・股引着用被仰付

候事、

一諸士中扇弁当、足輕以下割籠食

被遣候事、

一御渡船并御供中渡船地下

夫等之儀者、吉田孫右衛門江昨日之通

及沙汰候事、

一通浦より御帰之上、夕御膳之節、

為御相伴榎本弾正・内藤与三右衛門

江田宗古

江田宗古被召出候、尤今朝永昌院様

より被進候御肴・御料理被仰付被召上

候事、

但、前々御湯治等ニ被成御越候節ハ、

御着之晩、御夕御膳御相伴ニ右之

面々被召出候得共、此度者御滞留

之中、一度可被召出との御事にて、

今晚御相伴ニ被召出候事、

一御初穂銀壹両

通ひ浦

住吉

通浦住吉

右瀬戸崎御滞留被成、通ひ浦江も

御出被成候付

御代参被仰付候、依之瀬戸崎御

発駕以後、御所務代・通ひ浦究

③

役兩人間申談相勤候様ニ、御滞留

之中記録所役申聞せ候、尤御初穂

仕出之沙汰仕候様ニ同時申聞せ候事、

但、御所務代御用有之候故、

通ひ浦究粟屋八左衛門相勤候由

ニて萩江御札守差送及披露

候事、

十月二十八日

十月廿八日

大河内山鹿狩

一今朝七半時之御供揃ニて、大河内山

鹿為御狩被成御出御獵被成御座候、

(二門六戸広周)

御弁当大河内ニ而六戸志摩家来

屋敷内御飯屋御建させ被成被

召上候、座敷江も被遊御揚候事、

一門六戸広
周家来屋敷

御追山

御追山

③

壹番山

花か河内なはき鷹場金割

兩平木屋床平

犬入 花か河内頭江長か追頭

井手か通頭

御立目 大埜

式番山 西河内大谷

犬入 夫婦岩

御立目 猪渡中

右之外物討付、委細御奥ニ控有之

候事、

一女鹿壹疋 御前

但、御中り右之跡足中節より忒寸

程上御討拔、御犬食留ル、

一女鹿壹疋

③

長屋八郎右衛門

但、中り追矢右之前足中節より

付際江抜ル、

一女鹿壹疋

獵師

喜右衛門

但、中り背筋追矢ニて三寸骨際

玉不拔

右壹番山

女鹿

中學 一中鹿子壺疋

江川平八

但、中り初矢鼻柱打切、

二ノ矢 波多野源兵衛

但、中り肩先打留ル、

一中女鹿壺疋

(34)

小川治右衛門組ノ

傳二兵衛

但、中り真追矢ニテ白毛玉不拔

矢帰シ、

右式番山

御備 一御備萩御鷹野御出被成候通之事、

尤御供中笠股引着用之事、

但、御手廻物頭小川治右衛門御

先乗被仰付候、御書院小姓玉井

丑之允・御針三浦順庵・御外料(外科)

岡田一入御供被仰付候、御立目

御印役御陸貝吹役御陸被

召連候事、

腰兵糧 一諸士中腰兵糧持参之事、

一御陸以下并足輕以下江者腰兵糧

(35)

被遣候事、

物持 地下獵師 勢子 一物持地下獵師勢子等之儀、吉田

犬

孫右衛門方江令沙汰候事、

周布吉兵衛犬 五疋

岡部久右衛門犬 四疋

神代六左衛門犬 三疋

粟屋二郎兵衛犬 壺疋

柳井平馬犬 式疋

内藤八郎右衛門犬 壺疋

坂井六右衛門犬 式疋

右之通御備上ケ相成候事、

一勢子五十人令沙汰候事

討立

榎本弾正

(36)

内藤与三右衛門

児玉勘兵衛

末国与左衛門

田北太右衛門

福原忠兵衛

波多野源兵衛

秋村十蔵

上野長左衛門

江川平八

竹田弥左衛門

筒井源三郎

飯尾文治

三浦左内

小川治右衛門

同人手付

足輕四人

御手廻組御弓

足輕四人

相図板打半弓を帶候事、

但為下狩被召連候事、

御手廻組御鉄

足輕四人

為下狩被召連候事

小川治右衛門組

式人

手付六人之内

御筒持足輕

四人

内式人自分筒持参

討立被仰付候事、

大組御鉄砲足輕

式人

諸才料二而罷越候事

栗屋一郎兵衛

平田与一右衛門

三戸九郎右衛門

右三人之儀ハ於萩御鹿狩之

節茂罷出諸事御狩一卷

沙汰仕候、依之此度茂瀬戸

崎御供被仰付一切御狩山

一卷沙汰仕候事、右三人之儀者

御狩山御供奥番頭より及

沙汰候事、

地下諸士

栗屋孫兵衛

岡源八

周布五郎左衛門

八谷與惣

繁沢六郎

岡部久右衛門

同 龜之助

長屋八郎左衛門

岡部庄右衛門

児玉弥十郎

鼓 種兵衛

右沢江・浅田・深川湯本

辺住宅之分

右地下諸士之儀者、御奥番頭

より及内沙汰候上現名付立

差出候付、御供被仰付候段者
記録所役より銘々差紙
を以申達候事、

但、前々ハ御所務代記録所より
及沙汰、銘々江御所務代より

通達仕候処、願之趣有之、

御沙汰之上、此度より記録所

役より銘々江差紙にて申達候事、

一鮮鯛一折宛

加判役(右田毛利・広定)

毛利筑後

(厚狭毛利・就久)

毛利大蔵

(阿川毛利・広徳)

毛利宇右衛門

但、宇右衛門知行付

罷越居候付、壹金

飛脚を以差上候事、

当職役(広通)

山内縫殿

右御滞留之中、為伺

御機嫌、催相飛脚を以献上之及

披露、榎本弾正より奉書を以申達

候事、

但、於萩下より相調御沙汰有之、

此通献上被仰付候事、

炮 一炮一折

御手廻頭
熊谷帯刀

右同断付、飛脚を以献上及披露
榎本弾正より奉書を以申達候事、

但、同断、

鯛 一鯛一折宛

当役

榎本弾正

御手廻頭

内藤与三右衛門

右如先格御到来物之内拝領

就被仰付候、於御次御意之旨

弾正江者御手廻頭申聞せ候、与三右衛門江者

記録所役申聞せ候、則

御前罷出御礼申上候事、

十月二十九日

十月廿九日

一御鷹野御狩其外御出之度々

御供之面々江常々之通御供触

被仰付儀二候得共、瀬戸崎之儀ハ

時鐘無之故、早朝御出之時者宿々

時刻不相知、支度等御間二相兼、

御供揃之時刻も難相考二付、

拍子木

御滞留中御出之節、拍子木

御打せ可被成との儀被仰出、御供中江

左之通記録所より及触候事、

覚

一番拍子木 一ツ切

但、支度仕待居候事、

(43)

二番拍子木 二ツ切

但、御本陣相揃候事、

三番拍子木 三ツ切

但、御出被成候事、

右向後御鷹野御狩其外

御出被成候節、右之通拍子木

御打せ被成候条、左様可被相

心得候事、

十月廿九日 記録所

一瀬戸崎町中辻々火用心番有之

候得共、時鐘無之之故、三ツ切拍子木

を打廻り候付時刻も不相知事

二候、依之御滞留中御本陣江地下

より一人不寝を付置、御時計之時を

(44)

承、町中時々之拍子木を打せ候様

との儀二付、其段吉田孫右衛門方江

申聞及其沙汰候事、

一今日者御日並二付、御獵御歩行も

不被成御出候事、

掛出茶屋 一今昼御本陣後ノ掛出茶屋江

為御歩行被遊御出候事、

初穂銀 一御初穂銀式両宛へき居

瀬戸崎鬮観
音・弁財天

瀬戸崎
祇園

同所
観音

同所
弁財天

右瀬戸崎久々御滞留被成候付、

御代参御小姓上野長左衛門被仰付御

初穂被相備之候、介添足輕一人

(45)

差出候、弁財天之儀海中嶋にて候間

渡船及沙汰候事、

但、先達而吉田孫右衛門江及沙汰

社人等出合候事、

一鯛一折充

榎本弾正

内藤与三右衛門

右御滞留之中、為伺御機嫌

差上之、記録所役及披露候事、

柿梨蜜柑一柿・梨子・蜜柑一籠 青目籠 包のし

御所務代 吉田孫右衛門より

右当所有合付献上之及披露 其段記録所役及申聞せ候事、

但、前廉於萩相願候付及

御聞、此通献上被仰付候事、

御機嫌伺

(46)

二門・広園 六戸志摩 吉敷毛利・元直 毛利市正 大野毛利・広色 毛利彦治郎 永代参老・元直 益田越中

但、毛利大蔵嫡子伯耆、毛利

宇右衛門嫡子権之助、大蔵・

宇右衛門加判役をハ相勤候得共、

儉約中二付、御機嫌伺之

書状差越不申候事、福原

豊後儀、田舎罷越候敷、

追日名紙を以御機嫌相伺

候事、

休息老中 (寄組・広慶) 堅田安房

(47)

(寄組・広保) 桂主殿 (寄組・間田益田・元方) 益田河内

但、老中之内兒玉豊前江戸

御留守居役相勤候付連名

無之、

安房嫡子

堅田内記

桂 左近

益田嶺之助

兒玉主計

彈正嫡子二付 御手廻頭より奉書

当役嫡子

榎本中務

御城代

福原貞右衛門

大頭

栗屋帯刀

八組頭

浦 主計

兒玉三郎右衛門

(48)

清水宮内

相杜六郎

梨羽頼母

根来主馬

宍道式部

井原孫左衛門

御船手両頭

村上図書

村上三郎兵衛

裏判役

栗屋勘兵衛

寺社奉行

赤川勘解由

山田新右衛門

本家計

寄組中

御手廻頭嫡子

御案内之女儀

(49) 右孰も御滞留之中為窺

御機嫌公儀便を以書状差越、

書状を以及御聞、榎本弾正より

以奉書申達候事

国司衛士御
機嫌伺

御手廻頭格

国司衛士

右深川入湯滞留仕居候付、御滞留

中深川より以使者御機嫌相伺

度通於萩相願候得共、深川より

使者二不及、帰萩之上書状便を以

相伺御機嫌候様二との御事二付、

追日各紙(差紙カ)にて相伺御機嫌候事、

右之通御一門を始、右之面々より伺

御機嫌之儀、於萩御発駕前

遠近方江願出有之、記録所江

(50)

書付二而差出候付、及其沙汰及

御聞候、左候而遠近方より内意

申達候様二及沙汰候事、

長府藩家老
中御機嫌伺

一長府御家老中より御滞留

之中、為伺御機嫌飛脚

二て榎本弾正方迄書状差越

候付及御聞、弾正より奉書

を以申達候事、

但、飛脚之者地下賄宿等之儀

吉田孫右衛門方江令沙汰候事、

徳山藩主御
見舞状

(徳山藩主毛利広豊)
一毛利但馬守様より御滞留

之中為御見廻御飛札、榎本

弾正迄被差越候付及御聞、

御家老迄弾正より右御挨拶

(51)

奉書差越候、尤飛脚之者江

鳥目一貫文被遣候事、

但、飛脚之者地下賄宿之儀

吉田孫右衛門方江令沙汰候事、

十月晦日

十月晦日

一今日も御日並二付、御獵御歩行

二も不被成御出候事、

一御太刀小馬代

(徳川系康)
権現様江

一御香典銀一枚

(徳川秀忠)
台徳院様江

右瀬戸崎御越被成御滞留

候付、大寧寺江御使者御

大寧寺

(52)

手廻物頭小川治右衛門を以、御

奉納被成候事、

但、御名代二而八無之候、御太刀

御香典被相納候迄之儀二付、

御拝等ハ不被仰付候事、

一御香典金百疋

広国院様江

右同断二付、同人

御名代ニて被相備候事、

右之通小川治右衛門被差越候付、

御太刀馬代其外御香典等

御陸持参仕候、尤治右衛門大寧寺

被差越候段、先達而御

所務代吉田孫右衛門より通達

(33)

仕候様二及沙汰候事、

能満寺宝物

一為御慰俵山能満寺宝物

御覽之旨二付而、御所務代吉田

孫右衛門江及其沙汰、今日能満寺

持参差出候付被成御覽候事、

一金子百疋

能満寺

右宝物被成御覽候付右之通

被下候、依之於記録所氏家

与三左衛門申聞せ候事、

大津諸神社
御札守上納
一御札守一折宛

能満寺

瀬戸崎祇園社大宮司

宮国掃部
俵山人幡宮大宮司

(34)

宮原主計
深川村八幡宮神主

上田李之允
三隅村八幡・通浦住吉両社神主

古屋左近
深木村八幡神主

隅山求馬
三隅村権現神主

古屋左京
深川八幡脇社人

上田主水
前大津郡三隅豊原

成就院

右如先格御札守上納仕度段

相願候通、吉田孫右衛門より申出候付及

其沙汰候処、上納可被仰付との

儀二付、孫右衛門江其段申聞せ、追々

持参差上候、尤不及披露上納

相成候事、

阿川毛利家

(阿川毛利・広惣)
毛利宇右衛門

右此間知行所阿川江罷越居

(35)

候処今日帰萩仕候、依之白瀉より

瀬戸崎江立寄、相伺御機嫌候付、

早速及御聞被召出之

御目見被仰付候、則御暇被下候事、

一惣之瀬焼物被遊御覽少々御

三ノ瀬焼物

買上ケも被仰付候、三ノ瀬焼物師

瀬戸崎江御呼寄被成、焼物下地

拵被仰付被成御覽候事、

懸出茶屋

一為御慰御本陣後懸出之茶屋江

被遊御出、昼之内餅菓子御

吸物等被召上、引続夕御膳被

召上之、為御相伴左之通被召出

候事、

榎本弾正

(36)

御手廻頭

内藤与三右衛門

記録所役

氏家与三左衛門

奥番頭

児玉勘兵衛

御直目付

末国与左衛門

御医師

江田宗古

右之通被召出候事、

一御夕飯後、於御前御側中江

餅菓子御吸物等被遣候事、

十二月朔

十一月朔日

御狩

一今朝七半時之御供揃二而、為御狩

十楽山江被遊御出候、暮時被成御帰

候事、

十楽山

一御弁当於十楽村御飯屋被為建

(37)

被召上候、百姓屋之座敷江被成

御揚、焼火被仰付候事、

宜目付

一御留守御無人二付、末国与左衛門被

本陣留守被

差置候、与左衛門一人二付、弾正手子

厚母惣左衛門・羽仁五郎左衛門御用

有之、御跡より参居候付、一人充

代りく御本陣記録所御

式台廻りべり旁御詰させ被成

候事、

一榎本弾正其外此間之通御供

討立等被仰付候、今日者右之外

左之面々討立御供被仰付

候事、

討立

記録所役

今日始而御狩山御供
被仰付候事 氏家与三左衛門

(38)

同断

御目付

南方又八郎

御書院小姓

廿八日ニ御供ハ被仰付候、玉井丑之允

討立老ハ始而被仰付候事

御手廻頭
廿八日二御供三討立
被仰付候事
小川治右衛門

地下諸士

但、深川・三隅・浅田・沢江
俵山辺住宅之分
地下諸士

周布五郎左衛門

八谷与惣

繁沢六郎

岡部久右衛門

岡部亀之助

長屋八郎左衛門

岡部庄右衛門

児玉弥十郎

鞍権兵衛

(39)

煩 栗屋三左衛門

渡辺仁左衛門

煩 渡邊勘七

井上三郎兵衛

来嶋又兵衛

右之通地下諸士今日御供被召連
候付、銘々記録所役より差紙を以
申遣候、尤其内御奥番頭より御
獵方三人江令沙汰、現名付立

御奥より申来候付及其沙汰候事、

但、前々ハ御所務代江記録所

より及沙汰、御所務代より銘々江

通達仕候得共、内々願之趣

有之、此度より記録所役より

(40)

直差紙にて申遣候事、

地下勢
一地下勢子六拾人被差出候付、是又

此間之通御所務代江及其沙汰

候事、

一右之外諸事此間御狩ニ御出

被成候節之通及沙汰候事、

御追山

御追山

壹番山 焼ノ平・枇杷ノ木
追合

犬入 枇杷ノ木登り山
焼ノ平崩シ

御立目 杣木尾檀

式番山 樅木ニ式重杆ケ嶽
追合

犬入 三方より追合

御立目 墨岩

一物討付之儀者、御奥ニ委細記

(41)

有之候事

一猪壺疋 式番山

猪 御前

但、御中り右おくれ指脇より御打込

左之小腰江拔ル、

留矢 獵師 大谷久左衛門

女鹿 一 女鹿壹疋 壹番山

岡部久右衛門

但、中り右請小腰より左前足付際江

打拔、

小女鹿 一 小女鹿壹疋 壹番山

但、御犬方能喰留候事、

猪 一 猪一疋 貳番山

小川治右衛門組ノ
伝左衛門

.....

但、中り左請追矢ニ打留ル、

一 猪一疋 二番山

但、御犬数多寄懸喰留候事、

兎 一 兎壹疋

但、御帰之時分、湊ノ妙現山ニテ
御追せ被成御獵之分、

右之通今日御獵有之候事、

笹巻 一 笹巻一籠 青目籠

お幸様より

右御滞留中為御見廻、榎本弾正江御文
ニテ以飛脚被差上候付及披露 瀧野・

益野迄弾正より以奉書申達候事、

但、飛脚之者江地下賄之及沙汰候
被遣物無之候事、

鴨 一 鴨一折 貳

穴戸志摩使者

高昌藤左衛門

一 鰯一折

毛利彦治郎使者

波多野甚兵衛

一 蜜柑一籠

青目籠
柑入

山内縫殿使者

乃木庄右衛門

右孰も知行所近辺ニ有之ニ付、

御滞留中為伺御機嫌銘々以使者

披露状相添献上之及披露候、尤志摩よりハ

榎本弾正方江口上ニ而披露状ハ差越

不申候、右使者追日御序有之

御目見被仰付候事、

但、右献上之儀於萩相願、先格も

有之ニ付及御聞候処、献上

可被仰付との御事ニ付及其沙汰候、

山内縫殿儀ハ当役中一同

御肴をも献上仕候付、知行所

近辺ニ付、献上ハ木ノ実献上

被仰付候、老中兎玉豊前

儀江戸御留守居役ニ而、留守

之儀二者御座候得共、

知行所近辺ニ付一種差上度

段、於萩留守より願候付及

御聞候処、先格も不相見

ニ付、献上不被仰付候事、

御召下羽織 一 御召下御羽織 老ッ充

当役

榎本弾正

御手廻頭

内藤与三右衛門

(65)

右今晚御帰之上、於御前拝領

被仰付候、弾正江ハ与三右衛門申聞

せ候、与惣右衛門江ハ奥番頭申聞

せ候事、

山内縫殿手子

山県市左衛門

右萩御留守居中より為窺

御機嫌差越、昨晚到着今日

記録所罷出、当役中より之口上

申述候、追而御目見被仰付

候事

十一月二日

十二月二日

一 今朝六時過之御供揃ニ而

兎狩り
小嶋

兎為御狩小嶋江被成御出候

御本陣後より御船ニ而御出被成候

(66)

御往来共ニ御船ニ被遊候、御小弁当

於小嶋被召上候事、

一 御備萩御鷹野之通候事、

但、御供中笠股引

着用之事、尤諸士中

扇弁当、足輕以下割

籠被遣候事、

一 御船之儀者孰も此間之通

御所務代江記録所より及

沙汰候事、

一 小川治右衛門江御先乗被仰付候事、

一下狩以下之物持等之儀、地下

勢子等も此間之通御所務

代并夫々江記録所より及沙汰

(67)

候事、

壱番山

一 兎四疋 網

一 まみ四疋 穴ニて掘取ル

式番山

一 兎壹疋 網

兎
まみ

兔

三番山

一兔四疋 一疋ハ網、一疋ハ犬喰留ル、一疋ハ獵師打、壹疋ハ獵師杖にて打留ル、
右之通御獵有之候事、

一今朝御出之節、於白洲御
通掛之

御目見え

御目見有之候付、御本陣御
座之間御庭より御駕籠被為

召、夫より平地門通り後ノ御船

(8)

場江御通り被成候、依之御庭

平地門之外御船場迄之

間之藏之前江左之者共並

居、御通掛

御目見被仰付候事、

一兒玉主計 豊前
嫡子より榎本弾正

迄使者差越候、豊前知行

所小嶋江

殿様被成御出、御鷹野等

被成御機嫌能被成御帰

恐悦奉存候、伺御機嫌

御礼旁弾正方迄使者

差出候間弾正及

御内聞候、左候而御帰城之上

(8)

弾正方主計江相对及挨拶
候事、

但、豊前 江戸御留守居
老中 爰許居

合候得者、以使者相伺

御機嫌儀二候得共、在

江戸二付主計より弾正

方迄使者差出候事、

山内縫殿手子

山県市左衛門

右当役中より為伺御機嫌

差越候付、今朝小嶋江兔

為御狩被成御出候節、御本陣

後藏ノ前於白洲御通掛

御目見被仰付候、披露御手廻

物頭小川治右衛門相勤候、且又

(9)

於記録所榎本弾正・内藤

与二三右衛門相对返答申達候事、

張紙二但、被遣物無之御料理等も不被下

候事、

宋戸志摩より使者

高昌藤右衛門

毛利彦治郎より使者

波多野甚兵衛

山内縫殿より使者

乃木庄右衛門

右知行所近辺ニ付以使者

一種充献上之仕候、右使者

御目見被仰付候先格ニ付、

山県市左衛門同所ニて間を置

御通掛

御目見被仰付披露同人相勤

候事、

(7)

但、於記録所榎本弾正

其外相对返答申達候、

且又彦治郎・縫殿江弾正

より之奉書を以申達候付、

記録所ニ付御陣僧相渡

候之事、

瀬戸崎本陣

瀬戸崎御本陣

寺戸助右衛門

右御滞留之中

寺戸助右衛門御目見え

御目見之儀相願候付而、段々

御沙汰之上先格も有之

候故、今朝被召出山県市左衛門

并志摩・彦治郎・縫殿より之

使者一同ニ同所ニて間を置

御通掛

(8)

御目見被仰付候、披露右同人

相勤候事、

鯛献上

一鯛一折 白木

寺戸介右衛門

右御滞留之中一種献上仕度

段相願候付、段々御沙汰之上

先格も有之候付、右之通

献上被仰付及披露候事、

但、寺戸介右衛門儀、御滞留之

中御目見之儀

相願并一種差上度段

相願候付、段々御沙汰有之

候処、久々御滞留をも被成

儀ニ候、其上御先々代元禄

(9)

九年十一月深川御入湯

御滞留之節、長井了意と

申者所御宿被成候、其節

長井了意・同孫七

御目見被仰付、了意より御肴

一折始而差上候段旧格有之、

旁右之通介右衛門江

御目見被仰付御肴献上

篋卷

一 笹卷一籠 青目籠

一 御肴一折 塗折

永昌院様より

御使者西御殿付兩人
赤川六兵衛

右御滞留之中為御見廻以御

(74)

使者御目録之通被進候、

御口上記録所役承之及

御聞遂披露候事、

但、追而

御目見被仰付御料理御

目録被下候事、

鯛粕漬一 鯛粕漬一桶 白木

岩国藩主吉川（岩国藩主・経永） 吉川左京殿より

一 蜜柑一箱 白木

竈吉川経永室

同奥方より

一 塩あゆ一桶 白木

塩結（前岩国藩主・広達側室） 正理院とのより

使者

熊谷政五郎

右瀬戸崎御滞留之中為伺

(75)

御機嫌岩国より以使者右之通

被差上之口上御式台にて御

目付南方又八郎承之

御步行江申上、

記録所役を以御返答之

御意被仰出候、於記録所

式汁五菜之御料理被

下之、相伴御目付南方又八郎也、

御手廻物頭御供二付、

御目付御相伴二付被仰付候事、

一金子貳百足

熊谷政五郎

右被对苦勞拜領就被仰付候

於同所記録所役申聞せ候

如例御目見をハ不被仰付候、

(76)

榎本弾正・内藤与惣右衛門・氏家

与三右衛門江左京殿より口上有之、
（吉川経永）

弾正・与三右衛門江ハ奥方・正理院

とのよりも口上有之候、孰も（殿）

於記録所返答申達候而、

与三右衛門儀者御供罷越候二付

又八郎承置申達候事、

但、右使者罷越着、早速

御所務代吉田孫右衛門江

使者より申達、孫右衛門より

御手廻物頭御奏者有役
相勤答候処、今日者
御供被仰付候故、御目付
相勤候事

今朝御出前申伺置、御步行先江
申上候、間相を相考御返
答之御意申聞せ候事

申出及御聞被召出候、
尤立宿時分旁孫右衛門
より令通達罷出候事、

十一月三日

十一月三日

一今朝六時過之御供揃

兔狩り
二て御鷹野兔為御狩

御所原
御所原江被成御出、六時分

被成御帰候、御弁当湊二て

明專寺
於明專寺被召上候事、

一御供人数其外諸沙汰

昨日之通候事、

ゴイサギ
一五位鷺一羽

鶉
一うつら一羽

右御拳二て御穫物

兔
一兔五疋

右網二て御取被成候事、

御目付
栗屋五郎兵衛

右交代仕、江戸より罷下候付

瀬戸崎罷越候、依之今朝

被召出御出之節御本陣

御成門之内二て御通掛

御目見被仰付候、左候而萩被
差返候事、

永昌院様より御使者
赤川六兵衛

右為御使者罷越候付而、

右同時同所二て御通掛

御目見被仰付候、左候而於

記録所一汁式菜御料理

被下之相伴無之候、御返答

記録所役を以被仰出候事、

一金子式百疋

赤川六兵衛

右被成御祝拝領被仰付候故

記録所役申聞せ候事

十一月四日

十一月四日

三ノ瀬
一今朝七時之御供揃二て三之

瀬山為御狩可被遊御出

との御事二付、去ル朔日之通

諸沙汰被仰付候処、夜中より雨天

二付被遊御延引候事、

御所撥代
吉田孫右衛門

右如旧格被成御祝壹汁式菜

之御料理於記録所被下之候、

御吸物老ッ御菓子被下濃茶

薄茶被下之候、尤御料理被遣

之旨、記録所役申聞せ候、通ひ

(80)

御陣僧相勤候事

十一月五日

十一月五日

三ノ瀬

一今朝五半時之御供揃二而三之瀬江

布鼓軒

為御步行被成御出、於布鼓軒

湯

御弁当被召上之候、夫より湯被遊

大寧寺

御覽、大寧寺被成御出被成御

見物候而暮時被成御帰候事、

但、御供中笠股引着用

被仰付候事、

一御備旁御鷹野之通二被仰付候、

尤御小院書院小姓御供被仰付候、

小川治右衛門御先乘被仰付候事、

一明六日被遊御帰城候付、今夜中

九半時御供揃二而瀬戸崎御

(81)

発駕被成候、御道筋豊原槇山

御狩をも被成候付而、御目付・

御手廻物頭・御書院小姓・御陸

番頭、且又足輕以下之儀者

組代御中間以下八肝煎

夫々右之趣相心得候様直二

申聞せ候、尤左之通御供中

宿々江不残相触候事、

小書下二

一今夜中九半時御供揃二而

被成御発駕候条、御供之

面々御本陣可被相揃候、

一於山本御待合之内、御供之

面々下二至迄勝手次第腰

兵糧二而右之節相認可申

(82)

候之事、

一昼御弁当被召上候節者諸士

中扇弁当被遣候、并足輕

以下割籠食被遣候事、

右之通可被相心得候事、

十一月五日 記録所

十一月五日

十一月六日

瀬戸崎発

一昨夜中九半時之御供揃二而八

時瀬戸崎被成御発駕候事、

一御所務代其外孰も御迎之通

罷出候、庄屋其外も御迎之

通罷出候、尤重村七郎四郎・

重村忠兵衛・松屋久之允と

申者当所役人之跡江罷出

(83)

並居候、此者共御滞留中

御用宿仕、或ハ御本陣ニテ

何ヶ心遣仕候者故、御沙汰之上

並居不及披露候事、

一昨夜中瀬戸崎九半時之御

供揃ニテ八ツ時被遊御発駕

御帰懸り三隅槇山ニテ鹿

御狩被遊御猟有之、左候而

山御下リ被成、宗遠ニ而庄屋

山本伊兵衛と申者之所ニ而御

弁当被召上候事、

鹿 一鹿三疋

右今日槇山ニテ御猟之分内、

一疋岡部亀之助打留候事、

(84)

御供地下諸士

地下諸士

三隅・浅田・沢江辺
住宅

周布五郎左衛門

同 長五郎

八谷与惣

岡部久右衛門

同 亀之助

長屋八郎左衛門

児玉弥十郎

右之通地下諸士今日御供被

仰付候、銘々記録所より及沙汰候、

諸事此間之通ニ候事、

宗頭庄屋所

一宗遠庄屋所ニテ御弁当

被召上、直様御発駕被成、

玉江通り天樹院下より御

帰萩

(85)

船ニテ土屋端場江被成御渡、夫

より平安古町通物門通、梨羽

頼母屋敷脇、熊谷帯刀屋敷

脇より本町通り、南御門被為入、

御台所御門通り馬場口江七半

時過被遊御帰候事、

対面之場 一於御対面之間当役衆

御目見被仰付候事、

御飯台之間

一於御飯台之間御供之御小姓

中御通掛

御目見被仰付候事、

於瀬戸崎御待請御用意
之儀、御所務代より伺出候付
被仰付候廉々、

(85)

一 御刀掛・御手拭懸、萩より御持廻り
被成候事、

一 御湯殿道具御水風呂其外
俵山御茶屋ニ有之分取寄
損候分ししらけ輪替等仕せ

御間相申候事、

一 御手水道具御湯頭之類、萩より
御持廻り被仰候事、

一 御火燵之儀

御先代御用ニ相立候分みかき

ニて相済候、御火鉢地下有合

随分手寄麗成分用意ニ而

相済候事、

一 御寝畳且又御台子等御用意

(86)

不及候事、

一 御前池田炭、萩より御持せ被成候事、

一 御座之間御燈行地下有合寄

麗成ル分ニて相済候、御座之間

二之間迄灯油被仰付、其外

魚油ニ被仰付候、地下ニ而用意

被仰付候事、

一 御座之間廻り御屏風地下有合
ニて相済候事、

一 御前酒萩より御持せ被成候、其外
地下有合酒ニて相済候事、

一 御膳御用之魚鳥・八百屋物、
御台所より地下江付立先達而
差越沙汰仕候事、

(87)

一 右之外御台所小々御道具

地下ニ而用意之儀、御台所より

先達而申越沙汰仕候事、

一 御滞留中御火除所之儀

瀬戸崎極楽寺、白濁円通寺

引当仕置候事、

一 青海大日比御渡海之節、そう

かい船被為召、鯨船ニ而漕候事、

一 御滞留中御供之諸士中并足輕

以下入薪内夫御貸扶持、

地下より仕出被仰付手賄ニ被

仰付候、塩噌野菜肴類者

銘々現銀ニ而買立被仰付

候事、

(88)

一 足輕以下又家来ニ至迄

寢具用意不被仰付候事、

一 御步行御鷹野等御出之節、

御供中昼食御台所より萩

之通ニ仕出被仰付候事、

右之廉々萩御発駕前方付立

ニ而如何可被仰付哉之段、御所務

代吉田孫右衛門より伺出候付及

御聞候儀をハ速御聞、其外

榎本弾正江申達、右之通被仰付

候付、廉々笏紙ニテ孫右衛門江相渡

沙汰仕候様ニ申聞せ候事、

御本陣幕・挑灯御門番所

等之儀并下宿幕挑灯

之事

本陣幕等

一 瀬戸崎御本陣江紫之御幕

御打せ被成候、夜中者御門并御

式台其外出口く江御紋高

挑灯式張宛、尤所ニ寄一張

御灯させ被成候事、

一 御本陣御門番所晒幕御打せ

被成、棒五本御飾せ被成候、尤足輕

兩人宛印羽織着用ニテ相勤

候事、

但、此所江も夜中御紋高挑灯ニ張宛御灯させ被成

候事、

一 小玄関口向番所、御本陣

後海手辻番所、右両所江

足輕兩人宛印羽織ニテ相勤

候事、

一 榎本弾正を始役人通迄之

下宿、幕御打せ、挑灯御灯させ

被成候付及其沙汰候事、

一 御書付被差出候事、

一人張被仰出候事、

御備附

御備附之事

一 御備之儀、今度者随分御

手輕ク被仰付候、常々御鷹野

御步行ニ被成御出候御備ニ少し

被相増候儀も有之候、諸士中

御備巻卷之儀、奥番頭及

沙汰同等相濟御備附

記録所江差出候付、表方

御供中江及其沙汰候、前々

御湯治其外御滞留御越

被成候節者御備附於

記録所調被仰付、御鐘之間

御張せ被成候得共、此度者不

及其儀候、依之御手廻証人

其外御供之面々呼出披見

仕せ候事、

一前々々様之節、御供揃御

刻限被仰出候得者、早速

遠近方江申聞せ御供中江ハ

遠近方より及沙汰儀ニ候得共

(98)

此度者御供触之儀も支配

沙汰ニ而無之、記録所御奥より

常々之通及直触候付、御供揃

御刻限触も御手廻組証人

江者直ニ申聞せ候、其外御供之

面々者夫々江記録所より差紙又ハ

及触候、尤為心得遠近方江も

申聞候事、

(終)